

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和5年8月15日

静岡県知事 川勝平太

1 入札に付する事項

- (1) 入札番号 第1号
- (2) 業務名 令和5年度静岡県職員募集総合案内等制作業務委託
- (3) 業務の概要 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 業務期間 契約日から令和5年12月22日まで
- (5) 入札方法 総価による。郵送又は電送による入札は認めない。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、「広告代理」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望するものは、入札説明書に示す方法により、令和5年8月29日（火）（土曜日及び日曜日を除く）午後5時までに、必要書類を入札説明書の交付場所に提出しなければならない。なお、郵送による場合は、令和5年8月29日（火）午後3時必着のこと。電送による提出は受け付けない。

4 仕様書及び入札説明書の交付場所及び担当部局

(1) 交付場所及び担当部局

所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館14階
名称 静岡県人事委員会事務局職員課
電話番号 054-221-2275

(2) 交付期間

令和5年8月15日（火）から令和5年8月29日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

5 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和5年9月5日（火） 午前10時00分

(2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館14階 三委員会会議室

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札に関する条件等に違反した者が行った入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。